給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１０１１３号

東京都大田区西馬込１―28―３

再生債務者　目崎　道夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年12月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月19日

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１３号

千葉県野田市大殿井150番地の40

再生債務者　金子　和広

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年１月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月20日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（再ロ）第１０１３７号

東京都調布市佐須町４―61―３―101

再生債務者　岩名　正弘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年１月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月19日

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１５号

大阪府和泉市富秋町２丁目18番３号

再生債務者　長谷川真一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年１月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月21日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第７号

徳島県鳴門市撫養町大桑島字北ノ浜48番地

再生債務者　左海ひとみ

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年１月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月20日　　徳島地方裁判所民事部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本支社公告第４号

平成22年２月７日に執行する平塚都市計画事業真田・北金目特定土地区画整理審議会委員選挙について、届出のあった候補者は下記のとおりであるので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第５項の規定に基づき、公告する。

平成 22 年１月 29 日

独立行政法人都市再生機構東日本支社

支社長　根岸　　尚

記

1　宅地の所有者が選挙する委員の候補者

氏　名	住　所
臼見　　勝	平塚市北金目1646番地
門脇　　薫	平塚市北金目1358番地
冠　　重徳	平塚市北金目1699番地
濵野　啓造	平塚市北金目1539番地の10
柳川　一雄	平塚市北金目1388番地の４
大舘　利雄	平塚市真田16番地
久保田三善	平塚市真田271番地
栗田　弘平	平塚市北金目1324番地
志田　町江	平塚市北金目1211番地の９
陶山　保治	平塚市真田30番地の３
柳川　正邦	平塚市北金目1292番地

2　宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者

氏　名	住　所
柳川　忠興	東京都文京区春日二丁目20番17―201号

独立行政法人都市再生機構東日本支社公告第５号

平成22年２月７日に執行する平塚都市計画事業真田・北金目特定土地区画整理審議会委員選挙については、届出のあった宅地の所有者が選挙する委員の候補者の数及び宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者の数が、それぞれから選挙すべき委員の数をいずれもこえていないことから、投票を行わないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき、公告する。

平成 22 年１月 29 日

独立行政法人都市再生機構東日本支社

支社長　根岸　　尚

農林水産省共済組合定款の一部変更について

農林水産省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成 21 年 12 月 25 日

農林水産省共済組合代表者

農林水産大臣　赤松　広隆

第18条中「第31条ノ５」を「第82条」に、同条第２号中「第９条第１項」を「第８条第１項」に改める。

附則第６条第１項中「第９条第１項第１号イ」を「第８条第１項第１号イ」に改める。

附　則

1　この変更は、平成22年１月１日から施行する。

2　変更後の第18条及び附則第６条の規定は、平成22年１月１日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

東京都北区公債抽せん公告

東京都北区公債の定時償還について、次のとおり抽せんいたします。

銘　柄	償還金額	償還期日
東京都北区公債平成12年度第１回	6,700千円	平成22年４月25日

1．抽せん日時　平成22年２月９日　午前10時

1．抽せん場所　株式会社みずほ銀行（東京都千代田区内幸町一丁目１番５号）

1．抽せん方法　全数抽せん

平成 22 年１月 29 日

東 京 都 北 区

会社公告

会社合併

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・こ）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月十五日

掲載頁　一〇五頁（号外第一二四号）

平成二十二年一月二十九日

山形県酒田市広栄町三丁目一番地

（甲）東北日本ハム株式会社

代表取締役　武田　中一

山形県酒田市広栄町三丁目二番地七

（こ）三川食材株式会社

代表取締役　武田　中一

会社合併

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年二月一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年一月十二日

掲載頁　一一三頁（号外第六号）

（こ）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年一月十二日

掲載頁　一一三頁（号外第六号）

平成二十二年一月二十九日

群馬県富岡市神農原一一一一番地

（甲）株式会社ヨコオ通信機材

代表取締役　松本正太郎

群馬県富岡市神農原一一一一番地

（こ）株式会社ヨコオ配送センター

代表取締役　鹿沼　淳史